

秋田県スポーツ少年団活動の指針

—— 活動は週4日・1日2時間 ——

スポーツ少年団は、「団員が」「地域において」「自らの自由時間を」「スポーツ活動を中心とした」「集団的な活動」の経験を通して自らの人間的成長を求めるとともに、次代を担う青少年の育成を目指しています。

本県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動の推進のために、次の指針を定めるものです。

1. 1週間の活動日数について

- (1) 傷害防止や団員の健康保持の観点から、週3日の休養日を設け、家族とのふれあいの時間を確保するとともに、地域行事や諸体験活動にも参加させるように配慮する。
- (2) 1週間の活動日は、対外試合や練習試合を含め、4日以内とする。
- (3) 第3日曜日（家庭の日）は、休養日とすることが望ましい。また、練習試合や大会への参加などで土曜日、日曜日に活動した場合は、月曜日を休養日として団員の体力の回復に努める。

2. 1日の活動時間について

- (1) 個人の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、午後7時までとしましょう。

3. 団活動の指導に際しての配慮事項

- (1) 活動は、1種目に偏ることなく、他の種目や自然に親しむ機会・ボランティア活動の機会を取り入れ多様な体験をさせるようにする。
- (2) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。
- (3) 団員に過度な身体的・精神的な負担がかからないように留意し、過熱化に拍車がかからないように心がける。
そのために、大会や練習試合の参加や出場の回数を精選するように努める。
- (4) 施設設備の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期す。また、安全指導を徹底し、活動は必ず指導者の監督下において行うものとする。
- (5) 団員の健全育成のために、定期的に育成母集団（特に保護者）と話し合いの場を設け、意思の疎通を図り、共通理解のもとで団運営や活動を進めるように努める。
- (6) 団員の、健康の維持増進のために、「食」にも関心を持たせ、正しい食習慣を身につけさせるよう指導する。

《付帯事項》

- 「指針」に著しく反して活動した「団」・「指導者」には、その活動内容及び状況を精査し、協議のうえ然るべき措置を講ずるものとする。